

関川村 人権教育・啓発推進 計画

2021(令和3)年度～2025(令和7)年度

概要版



多様性を認め合い

**「差別と偏見のない人権が尊重される明るい社会」
を実現するために**

国民すべての基本的人権を保障する日本国憲法は、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とし、我が国においてはこれまで1969(昭和44)年の同和对策事業特別措置法施行をはじめ、人権に関する法律や諸制度の整備、諸条約への加入など各種施策が講じられてきました。

しかし、生命や身体の安全を脅かす出来事は後を絶たず、部落差別問題(同和問題)をはじめ、女性や子ども、高齢者や障がいのある人に対する差別や権利侵害、いじめや虐待、外国籍の人などへの差別や偏見、ヘイトスピーチ、インターネット上の誹謗中傷や差別的書き込みなど、国際化や情報化、少子高齢化等、社会情勢が変化するなかでさまざまな問題が生じています。

多様性を認め合い「差別と偏見のない人権が尊重される明るい社会」を実現するためには、わたしたち一人ひとりが正しい認識を持ち行動していくことが必要です。

本村は、村制施行50周年に当る2004(平成16)年、むらづくりの基本となる「関川村むらづくり基本条例」を制定しました。そのなかで、「憲法で定める基本的人権を尊重し、すべてにおいて一人ひとりの人権に配慮する」として、差別のない思いやりにあふれた明るい村づくりに努めることを定めています。

本計画は、本村における人権をめぐる現状及び課題を明らかにするとともに、人権・同和教育及び行政に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、村民一人ひとりが人権尊重の理念をさらに深め主体的に行動し、「差別や偏見のない明るい村づくり」を実現するため、その基本指針として策定するものです。

関川村・関川村教育委員会

“人を尊び思いやる心” 温もりに満ちた明るいむらづくり

「関川村人権教育・啓発推進計画」を改定しました

村では、2012（平成24）年に策定した「関川村人権教育・啓発推進計画」を改訂しました。社会情勢や村民意識の変化、人権施策をめぐる動向を踏まえ見直しを行ったものです。

この計画は、「関川村村民憲章」「関川村むらづくり基本条例」「関川村総合計画」のもと、関係する各種計画とともに人権・同和教育及び行政に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、「差別や偏見のない明るいむらづくり」を実現することを目的としています。

今後は、この計画に基づき人権尊重社会の実現を目指し、人権教育及び人権啓発を推進してまいりますので、村民皆様のいっそうのご理解とご協力をお願いします。

ここでは、計画の概要をお知らせします。計画書のすべては、村のホームページに掲載していますので併せてご覧ください（<http://www.vill.sekikawa.niigata.jp>）。

計画の基本理念

人権は、人が人として幸せに生きるため、生まれながらに有する基本的な権利です。

どのような状況下であってもすべての人が人権を尊重し、人権が侵害されることのない明るい社会を築いていくためには、私たち自らがその大切さに気づき、行政や学校、家庭、地域、企業、団体、そして村民一人ひとりが共通の認識を持ち、協同連携して取り組んでいくことが大切です。

多様化と情報化が進む現代社会では、部落差別問題（同和問題）をはじめ、女性や子ども、高齢者、障がいのある人に対する差別や虐待、いじめ、外国籍の人への偏見や差別といった人権侵害の問題が多く存在しており、誰もが被害者にも加害者にもなりうる身近な問題となっています。

近年は、新型コロナウイルス感染症の出現によって感染症に対する関心が高まり、不安や無理解から誹謗中傷など新たな差別も発生しています。また、国民生活が大きく変化し、感染防止対策を日常とする新しい生活様式が求められる中で、これに対応することが困難な人やケースもあります。

こうした問題を解消していくため、私たち村民は“人を尊び思いやる心”温もりに満ちた明るいむらづくり”を本計画の基本理念とし、常に日常生活が人権とともにあり、すべての人権問題が自らと無関係ではなく自分自身に

関わる問題であることを認識し、お互いの立場や事情に配慮して行動します。



人権・同和教育及び啓発の推進

差別や偏見のない人権が尊重される関川村を目指し、就学前、学校や家庭、地域、職場など、さまざまな場面で人権・同和教育及び啓発を推進します。

1 就学前における人権・同和教育(保育)の推進

乳幼児期は、人間形成の基礎をつくる大切な段階です。豊かな想像力を育み道徳性や社会性を築き、人権感覚を養っていくとともに、乳幼児が直に影響を受ける周りの人たちの人権意識の高揚を図ることがきわめて大切です。

〈取組〉

- 職員研修の充実
- 子どもたちの感性の育成
- 家庭や地域との連携強化

2 学校教育における人権・同和教育の推進

いじめなど、さまざまな人権問題を解消していくためには、児童・生徒が自分ごととして人権感覚を磨き、意識を高めていくことが重要です。学校では、知識伝達の学習だけでなく、主体的・対話的に学び合う学習活動を通して自ら考え、判断できる深い学びの機会を大切にします。

〈取組〉

- 職員研修の充実

- 学習指導方法の工夫と改善
- いじめ防止と児童・生徒の人権意識の醸成
- 家庭や地域への啓発と関係機関との連携
- 小中連携した取組の推進
- かかわる同和教育の推進

3 家庭や地域社会における人権教育・啓発の推進

家庭は、生活習慣やルール、マナーを身に付け、人格形成や社会性の基礎を培う大きな役割を担っています。また、地域社会は人と人との絆を深め、社会の構成員としての自覚と自立を促す場として重要です。村民一人ひとりが人権意識を高めるため、いっそうの啓発が必要です。

〈取組〉

- 体験や学習機会の充実
- 啓発活動の推進
- 相談体制の充実

4 企業や事業所、職場における人権教育・啓発の推進

企業や事業者が人権教育及び啓発に取り組むことは、社会全体で人権を尊重する意識を高めていくことに大きく影響します。また、議員や行政職員、教育、医療や福祉など、人権に関わり

の深い職業従事者は、常に人権尊重の視点に立ち、人権教育・啓発の中心的な役割を担うことが求められています。
〈取組〉

分野別施策の推進

多様性を尊重する社会にあるなかで、さまざまな人権問題の解消に向け取組を推進します。

1 女性の人権

女性の人権に関するさまざまな問題は、性差別意識や役割固定意識がもたれていると考えられます。その意識を変えていくためには、男女共同参画の理念やジェンダー（社会的、文化的性差）への理解を深め、男女が互いに尊重し合う意識を高めていく必要があります。

〈取組〉

- 男女がともに人権を尊重し合う社会の実現に向けた意識づくり
- 男女がともに暮らしやすい・働きやすい環境づくり

2 子どもの人権

子どもたちや子育て世代を取り巻く環境が変化し、子育て世代の負担や不安、孤立感が増すなかで、いじめや暴力、虐待、育児放棄など命にかかわる深刻な人権侵害が社会問題となっています。人権教育の取組の改善・充実を図り、社会全体で子どもを守り育てていくことが求められます。

〈取組〉

- 子どもの人権を尊重する意識の啓発と教育の推進
- いじめや虐待の防止にかかる教育や相談・保護・見守りの推進
- 子育て支援の推進

3 高齢者の人権

社会的に弱い立場にある高齢者は、自身の健康や生活、交通等の移動、情報などさまざまなことに不安や不自由さを抱えると同時に、犯罪や災害への対応も困難である場合も多く、その問題は過疎化が進むにつれて顕著になっています。関係機関や地域が連携し、

- 事業主や従業員の人権研修・啓発の促進
- 公正な採用選考と就業機会均等の確保



社会全体で高齢者の人権を守る取組が必要です。

〈取組〉

- 就労や社会参加による生きがいの推進
- 高齢者が安心安全に暮らせるむらづくりの促進
- 高齢者の人権を尊重する意識の向上

4 障がいのある人の人権

障がいのある人もない人も、家庭、学校、職場、地域などで同じように日常生活を送り活動することが本来あるべき社会の姿と考えます。障がいのある人の人権が尊重され、安心して自立した生活ができるよう、村民一人ひとりが理解を深め、社会全体で取り組む必要があります。

〈取組〉

- 障がいのある人の人権を尊重する意識の向上
- 障がいのある人が安心して生活できる環境づくり
- 障がいのある人の社会参加と自立の促進

5 部落差別問題（同和問題）

部落差別問題を解消するためには、被差別部落に対する誤った認識とそれに基づく偏見をなくす必要があります。そのためには、幼少期からの正しい教育とともに、すべての村民が正しく理解を深め、部落差別問題が昔のことではなく今まさに存在しており、これを自分ごととして解消していくことが大切です。人権・同和教育及び啓発のいっそうの推進と、相談体制の充実に努める必要があります。

〈取組〉

- 正しい理解と認識を深める人権・同

和教育と啓発の推進

- 部落差別問題の解消に向けた体制の整備

6 外国籍の人の人権

偏見や差別、争いのない、真に平和な世界を築いていくためには、人種や言語、習慣、文化、宗教など、それぞれの違いを互いに学び、理解を深め、受け入れることが必要です。お互いを尊重し合い、ともに安心して暮らせる共生社会の実現に向け取組が必要です。

〈取組〉

- 相互理解の促進
- 暮らしやすい環境づくり

7 感染症患者等の人権

感染症やさまざまな病気の患者や家族、医療機関等に対する偏見や差別をなくすためには、正しい知識の普及と理解を促進するとともに、この問題が人権問題であることを村民が理解し、冷静な判断をもって行動することが大切です。国や県、関係機関と連携した適切な情報発信、教育と啓発が必要です。

〈取組〉

- 正しい知識の普及と人権尊重意識の醸成
- 相談支援体制の充実

8 さまざまな人権課題

・インターネットによる人権侵害・新潟水俣病患者等の人権・北朝鮮当局による拉致問題・自死の対策と遺族の人権・犯罪被害者とその家族の人権・刑を終えて出所した人等の人権・性的マイノリティの人権・ホームレスの人権・災害起因の人権問題..その他、さまざまな人権問題について意識を高め、問題の解消に向けて取り組む必要があります。

〈取組〉

- 学校における人権教育、広報や研修会などさまざまな機会を通じた啓発の推進
- 関係機関と連携した相談・支援体制の充実

問い合わせ

役場 総務政策課総務班（☎ 64-1476）、
教育課学校教育班／生涯学習班（☎ 64-1491）

差別の解消を推進する 3つの法律が制定されました

1 障害者差別解消法 (障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)

障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指し、2016 (平成28) 年4月1日に施行されました。

この法律は、障がいを理由とした不当な差別的取扱い (正当な理由のないサービスの提供の拒否や制限、障がいのない人には求めない条件の付与など) を禁止しています。また、障がいのある人とない人に平等な機会を確保したり、車いす利用者が容易に建物に入ることができるように建物の入口の段差を解消するためのスロープを設置するなどの合理的配慮を求めています。

2 ヘイトスピーチ解消法 (本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)

「特定の人種や民族、宗教への差別」をおおる憎悪表現 (ヘイトスピーチ) の抑止・解消を目的に、2016 (平成28) 年6月3日に施行されました。

この法律は、不当な差別的言動の解消に向け、国や地域社会が、教育や啓発広報、相談窓口の設置など地域の実情に応じた施策を講ずるよう定めています。

3 部落差別解消推進法 (部落差別の解消の推進に関する法律)

部落差別のない社会を実現することを目的に、2016 (平成28) 年12月16日に施行されました。

特別措置法の失効後も、近年の情報化の進展に伴って、インターネットに差別的な情報が発信され、差別の拡大、悪質化が進んでいることなどを背景に、「現在もなお部落差別は存在する」と、部落差別の存在を法律で初めて明らかにしました。

この法律によって、国及び地方公共団体には、部落差別の解消に関する施策を講じたり、相談体制の充実を図ること、また、必要な教育及び啓発を行う責務が生じています。



詳しくは、関川村役場住民税務課住民環境班 (電話 0254-64-1471) へ
問合せ、または関川村ホームページで検索をお願いします。

<http://www.vill.sekikawa.niigata.jp>

守ろう個人情報！ 防ごう身元調査！ ～「本人通知制度」に登録を！～

村では、住民票の写しや戸籍謄本などを第三者に交付したとき、事前に登録した人に対して交付した事実を通知する「本人通知制度」を実施しています。

全国各地で戸籍謄本や住民票などを不正に取得する事件が相次ぎ、結婚や就職などの際の身元調査に使われたことが明らかとなっています。身元調査は、悪質な人権侵害行為です。

あなたやあなたの大切な人の個人情報を守るためにも、本人通知制度に登録をお願いします。